浜名湖パルパルにおける施設の安全管理について

【点検・検査】

◆遊戯施設の日常点検

すべての遊戯施設で、スタッフが目視や触手診断などにより、ボルトの緩み等の異常が ないか日々点検をしています。

◆遊戯施設の法定検査

メガコースターや急流すべり等の昇降機については、建築基準法に基づき、年1回の 昇降機等検査資格者による法定検査を実施しています。

◆コースターの車両分解整備

メガコースター四次元、ジャングルマウス、ミニコースターは、遊具メーカーと相談して定期的に車両を分解し、消耗品の交換、車輪軸やフレームに亀裂がないかの探傷検査を実施しています。

◆行政機関との連携

年1回、浜松市建築行政課の立入検査を受け、遊戯施設の点検表類および遊具の状態 を確認していただき、指摘があれば改善しています。また、遊戯施設で万が一事故が 発生した場合、行政機関に報告・連携をとる体制となっています。

【訓練】

◆消防訓練·防災訓練

火災や東南海トラフ地震等が発生したことを想定し、法令に基づいた訓練を実施しています。

◆遊具非常時対応訓練

地震や機械トラブル等により乗り物が緊急停止したことを想定し、法令に基づいた 救出訓練を実施しています。また、法令義務が無い遊戯施設においても自主的な救助 訓練を実施しています。

【衛生管理】

◆食品衛生管理

2020年6月に義務化された、HACCPに基づいた衛生管理を実施しています。

◆新型コロナ感染対策

政府の「新型コロナ感染対策の基本的対処方針」を踏まえて作成された「遊園地・テーマパークにおける新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に沿って運営しています。